

副本

平成16年(行ウ)第497号

公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原 告 深澤洋子外43名

被 告 東京都知事外4名

準備書面(14)

平成19年6月25日

東京地方裁判所民事第3部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士

橋 本



被告ら指定代理人

和久井 孝太郎



同

本 多 敦 義



同

前 田 康 行



同

大 橋 実



被告東京都知事及び東京都都市整備局総務部企画経理課長

指定代理人

片岡正造



同

吉原信貴



同

高田治朗



被告東京都知事及び東京都建設局総務部計理課長

指定代理人

小谷健



同

玉田嘉喜



同

大和田隆夫



同

加藤恭文



同

長島修一



同

内野祐



同

向山公人



被告東京都財務局経理部総務課長指定代理人

関誠美



被告東京都水道局長指定代理人

細川善樹



同

徳永宏幸



同

藤代将彦



同

牧田嘉



平成19年4月18日付け原告ら準備書面⑯は、原告らの従前の主張の繰り返しや原告ら独自の推論や憶測に基づく主張であり、逐一反論する必要はないと考えるが、念のため、次の2点を指摘するに止める。

1 河川整備の基本事項と治水対策を計画的に進める必要性

洪水による災害の発生防止は、河川管理者の重要な責務である（河川法1条、2条）。しかしながら、そのためには莫大な費用がかかることから、河川整備基本方針の下、河川整備計画（これらが策定されるまでの間、これらとみなされる工事実施基本計画を含む。）に基づき、次のような河川整備の基本を踏まえ、治水対策を計画的に進める必要がある（同法16条、16条の2）。

第一に、河道整備は、下流から順次上流へと進めることが基本である。上下流の整合を考慮せずに、下流部に先んじて上流部の河道整備をすることは、下流部における洪水流量を増加させ、堤防から越流し、最終的には破堤を引き起こすなど、治水の安全性が大きく損なわれるものである。

第二に、河道から人々が生活する堤内地に洪水が氾濫した場合の被害の甚大さを踏まえ、壊滅的な被害を防ぐためには、河道整備と併せて上流ダム群等の洪水調節施設を整備し、水位を安全かつ適切に低下させる必要がある。

これらの観点から利根川水系を見れば、栗橋より下流について論じないまま軽々に中流部の河道整備さえすればよいということにはならないし、洪水調節のために八ッ場ダムを造ることが違法であるということもできない。

2 広域的、記録的豪雨への備えの必要性

近年、大雨の発生回数が増加する傾向が見られ（乙第122号証）、豪雨に対する流域全体での対策が重要になってきている。大きい雨量の場合は吾妻川上流に利根川本流筋と同様に大きな雨が降ることが稀だという原告らの主張を前提としても、今後、そのような降り方をする可能性がある以上、各

流域において洪水調節をする必要があることは論をまたない。